

令和4年度 第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 次第

令和5年1月6日(金) 14:00～17:00
マッセ大阪 大ホール

- (1)確定係数に基づく市町村標準保険料率の算定結果について
- (2)保険者努力支援制度(予防・健康づくり支援)令和5年度の方針について
- (3)その他

質疑応答

【資料】

次第

出席者名簿

配席図

府資料(資料1～13)

令和4年度 第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 出席者名簿

No.	市町村名	所属	職名	氏名	備考
1	大阪市	福祉局 生活福祉部 保険年金課	国保広域化担当課長代理	藤井 航一郎	
2	堺市	国民健康保険課	企画係長	井坂 敦	
3	岸和田市	保健部 健康保険課	課長	片山 浩一	
4	豊中市	健康医療部 保険給付課	課長	上野 晴彦	
5	池田市	国保・年金課	課長	野勢 桃子	
6	吹田市	健康医療部 国民健康保険課	参事	柴原 聡	
7	泉大津市	保険福祉部 保険年金課	課長	草竹 佐季子	
8	高槻市	国民健康保険課	課長代理	福井 謙介	
9	貝塚市	国保年金課	課長	橋口 真一郎	
10	守口市	市民生活部 保険課	課長	米田 幸司	
11	枚方市	市民生活部 国民健康保険室 国民健康保険課	課長	松岡 博己	
12	茨木市	健康医療部 保険年金課	課長	奥野 耕史	
13	八尾市	健康福祉部 健康保険課	課長	北野 洋英	
14	泉佐野市	健康福祉部 国保年金課	課長	庄司 勝則	
15	富田林市	健康推進部 保険年金課	課長	小野 恵	
16	寝屋川市	市民サービス部 国民健康保険担当	課長	行武 修	
17	河内長野市	市民保健部 保険医療課	課長補佐	田中 清美	
18	松原市	健康部 保険年金課	課長	的田 篤	
19	大東市	保健医療部 保険年金課	課長	杉谷 雅志	
20	和泉市	保険年金室 国民健康保険担当	課長	西角 雅士	
21	箕面市	市民部 国民健康保険室	室長	六島 拓也	
22	柏原市	健康部 保険年金課	次長兼課長	杉本 利夫	
23	羽曳野市	保健福祉部 保険健康室 保険年金課	課長	舟本 美果	
24	門真市	健康保険課	課長補佐	竹田 晶則	
25	摂津市	保健福祉部 国保年金課	部参事兼課長	谷内田 修	
26	高石市	保健福祉部 健幸づくり課	課長代理	松井 勇介	
27	藤井寺市	健康福祉部 保険年金課	課長	福田 博章	
28	東大阪市	市民生活部 医療保険室 保険管理課	課長	石田 英之	
29	泉南市	保険年金課	課長	増田 恭	
30	四條畷市	健康福祉部 保険年金課	課長	板東 彰	
31	交野市	市民部 医療保険課	課長	北井 多栄子	
32	島本町	保険年金課	課長	浴 利行	
33	豊能町	保健福祉部 保険課	課長	岡本 めぐみ	
34	能勢町	総務部 住民課	課長	辻 啓行	
35	忠岡町	健康福祉部 保険課	課長	泉 亜希	
36	熊取町	健康福祉部 保険年金課	課長	阪上 正順	
37	田尻町	住民課	課長	中井 宏光	
38	阪南市	健康福祉部 保険年金課	課長	高野 善則	
39	岬町	しあわせ創造部 保険年金課	課長	堀口 雅生	
40	太子町	保険医療課	課長補佐	辻野 剛宏	
41	河南町	保険年金課	課長	桶本 和正	
42	千早赤阪村	健康福祉部 住民課	課長	森田 洋文	
43	大阪狭山市	健康福祉部 保険年金グループ	課長	福井 芳幸	
44	大阪府国保連合会	総務部	部長	乾 尚秀	
45	大阪府市長会	自治振興部	主査	立石 友美	
46	大阪府町村長会	自治振興部	主事	黒田 瑞喜	

令和4年度 第3回 大阪府市町村国民健康保険主管課長会議

日時：令和5年1月6日(金) 14:00～17:00(13:30受付開始)

場所：マッセ大阪 大ホール

スクリーン

窓 側

府

府

府

府

府

府

府

府

府

府

府

府

府

府

大阪市

堺市

岸和田市

豊中市

池田市

吹田市

泉大津市

高槻市

貝塚市

守口市

枚方市

茨木市

八尾市

泉佐野市

富田林市

寝屋川市

河内長野市

松原市

大東市

和泉市

箕面市

柏原市

羽曳野市

門真市

摂津市

高石市

藤井寺市

東大阪市

泉南市

四條畷市

交野市

島本町

豊能町

能勢町

忠岡町

熊取町

田尻町

阪南市

岬町

太子町

河南町

千早赤阪村

大阪狭山市

国保連合会

市長会

町村長会

出入口

令和5年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について(概要)

令和5年1月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和5年1月 確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円
後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
介護分	2.61%	19,552円	0円	17万円

(参考：令和4年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円
後期分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円
介護分	2.48%	18,306円	0円	17万円

【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した令和5年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体に必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
 - 医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
 - 介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
(※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約169.7万人
 - ※ 令和5年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因
(増要因)
保険給付費の増（約18,500円）、後期高齢者支援金の増（約8,700円）
介護納付金の増（約3,300円）
(減要因)
前期高齢者交付金の増（約6,100円）、療養給付費等負担金の増（約3,300円）
後期高齢者支援金国庫負担金の増（約2,800円）

【本算定における保険料抑制のための財源確保】

- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約23億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約12.2億円）
- 都道府県繰入金（経過措置振替分）の活用（10億円）
- 都道府県繰入金（2号振替分）の活用（約18億円）
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用（6億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		後期分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
9.25%	56,217円	3.00%	17,639円	2.63%	19,552円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。

市町村別1人あたり保険料(統一保険料率)比較

1人あたり保険料額の比較				
市町村名	令和5年度 保険料収納必要額 【本算定】 ※ A	令和4年度 保険料収納必要額 B	令和4年度 保険料収納必要額 と 今回算定との差額 A-B	伸び率(%) (A-B)/B
府内全体・平均	162,417	147,786	14,631	9.90%
1 大阪市	160,781	143,922	16,859	11.71%
2 堺市	159,690	145,585	14,106	9.69%
3 岸和田市	157,504	144,460	13,044	9.03%
4 豊中市	173,408	158,889	14,520	9.14%
5 池田市	172,817	159,810	13,008	8.14%
6 吹田市	174,841	160,633	14,208	8.84%
7 泉大津市	158,254	144,178	14,076	9.76%
8 高槻市	170,193	156,386	13,807	8.83%
9 貝塚市	157,821	143,763	14,058	9.78%
10 守口市	154,719	143,771	10,948	7.61%
11 枚方市	163,597	149,420	14,177	9.49%
12 茨木市	175,059	159,318	15,740	9.88%
13 八尾市	159,510	146,679	12,831	8.75%
14 泉佐野市	164,165	145,560	18,604	12.78%
15 富田林市	162,706	148,613	14,093	9.48%
16 寝屋川市	152,970	141,620	11,350	8.01%
17 河内長野市	164,332	151,605	12,727	8.39%
18 松原市	152,943	140,726	12,217	8.68%
19 大東市	154,712	144,091	10,621	7.37%
20 和泉市	164,019	150,356	13,663	9.09%
21 箕面市	179,898	164,933	14,965	9.07%
22 柏原市	162,740	149,063	13,677	9.17%
23 羽曳野市	161,269	148,146	13,123	8.86%
24 門真市	154,829	143,567	11,263	7.85%
25 摂津市	167,955	155,456	12,499	8.04%
26 高石市	160,409	147,207	13,202	8.97%
27 藤井寺市	156,779	143,928	12,851	8.93%
28 東大阪市	160,810	146,624	14,186	9.68%
29 泉南市	136,005	124,804	11,201	8.97%
30 四條畷市	162,834	148,742	14,092	9.47%
31 交野市	172,858	159,854	13,004	8.14%
32 島本町	172,707	160,338	12,369	7.71%
33 豊能町	171,937	164,947	6,991	4.24%
34 能勢町	161,174	150,316	10,858	7.22%
35 忠岡町	152,898	142,938	9,960	6.97%
36 熊取町	165,452	152,776	12,676	8.30%
37 田尻町	156,199	142,577	13,622	9.55%
38 阪南市	155,038	142,715	12,323	8.63%
39 岬町	158,474	149,414	9,061	6.06%
40 太子町	169,728	160,833	8,894	5.53%
41 河南町	162,903	153,090	9,813	6.41%
42 千早赤阪村	170,737	160,614	10,123	6.30%
43 大阪狭山市	172,371	158,376	13,994	8.84%

令和5年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

【主な変動要因】

《1人あたり保険料収納必要額の主な増要素》

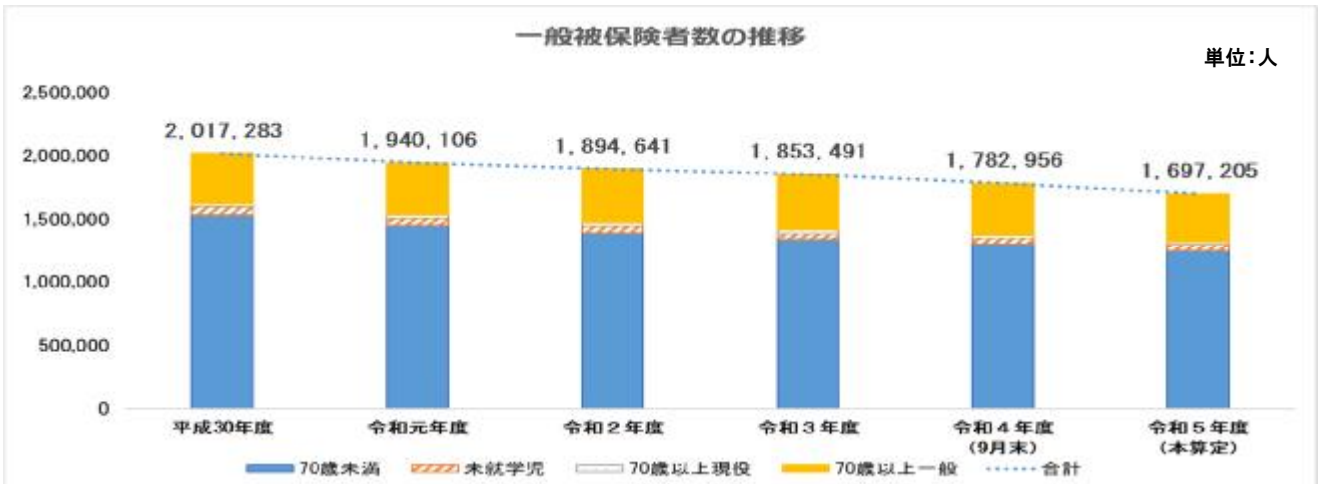
- ・保険給付費の増 【1人あたり約18,500円】
- ・後期高齢者支援金の増 【1人あたり約8,700円】
- ・介護納付金の増 【1人あたり約3,300円】

《1人あたり保険料収納必要額の主な減要素》

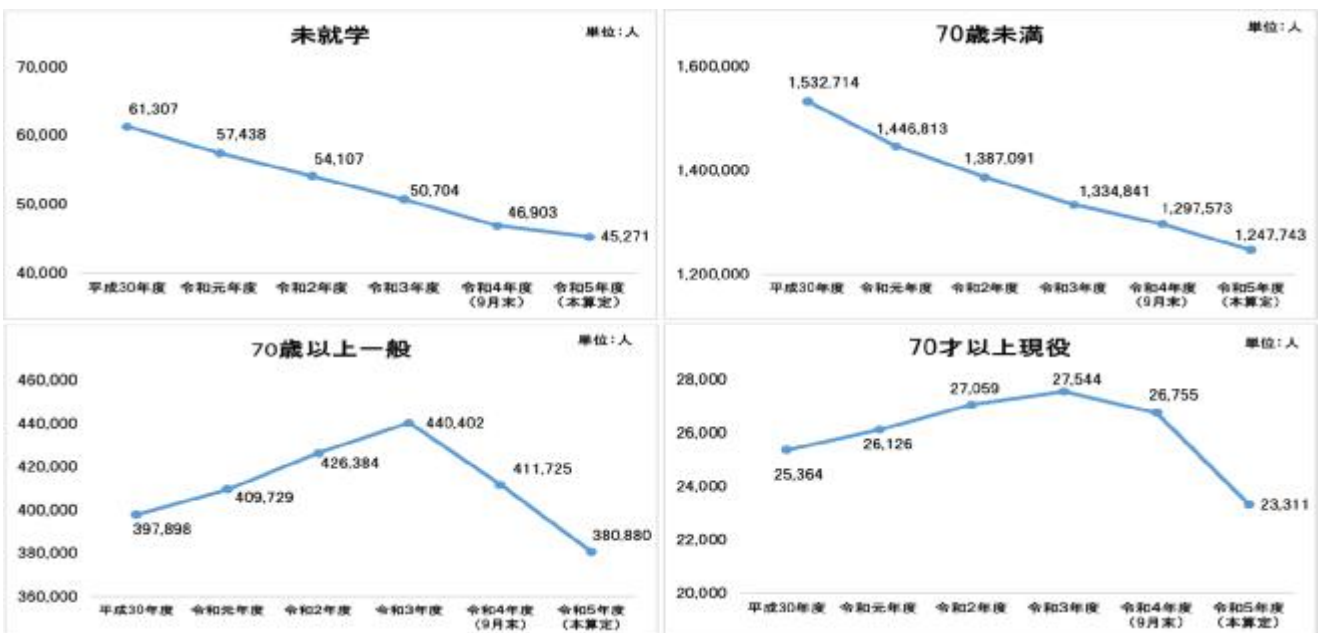
- ・前期高齢者交付金の増 【1人あたり約6,100円】
- ・療養給付費等負担金の増 【1人あたり約3,300円】
- ・後期高齢者支援金国庫負担金の増 【1人あたり約2,800円】

《被保険者数》

○ 少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向にある中で、令和3年度までは、70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していたが、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行となる令和4年以降は、70歳以上を含む全区分において、被保険者数は減少傾向にある。



■ 被保険者数の比較 令和5年度推計 169.7万人 令和4年度（9月末）時点から▲約8.6万人減、うち、70歳以上は▲3.4万人減

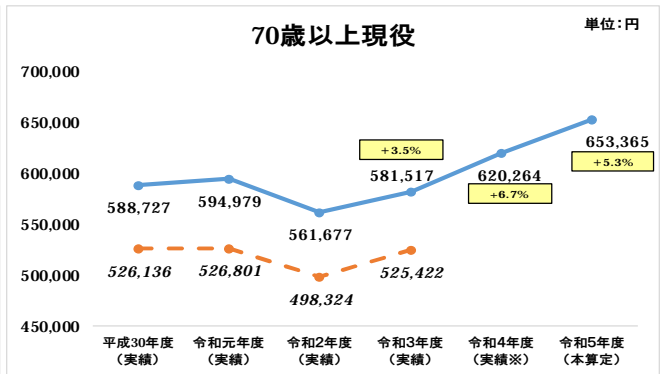
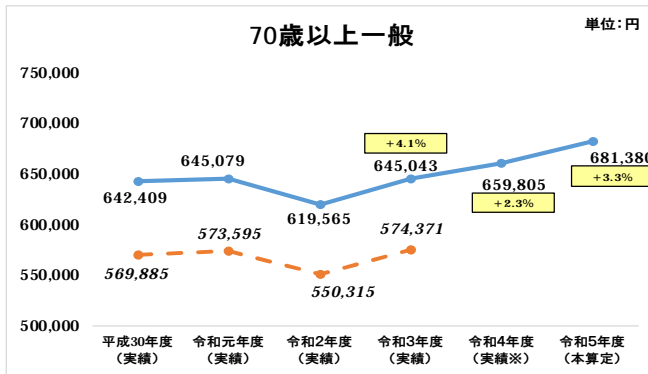
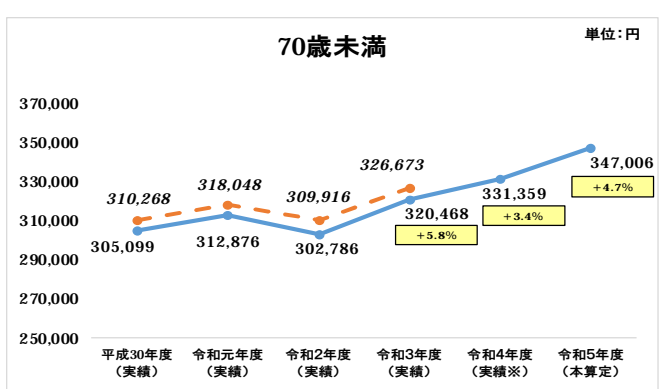
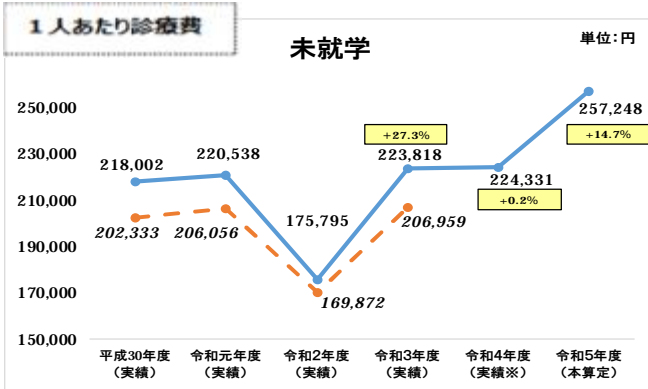
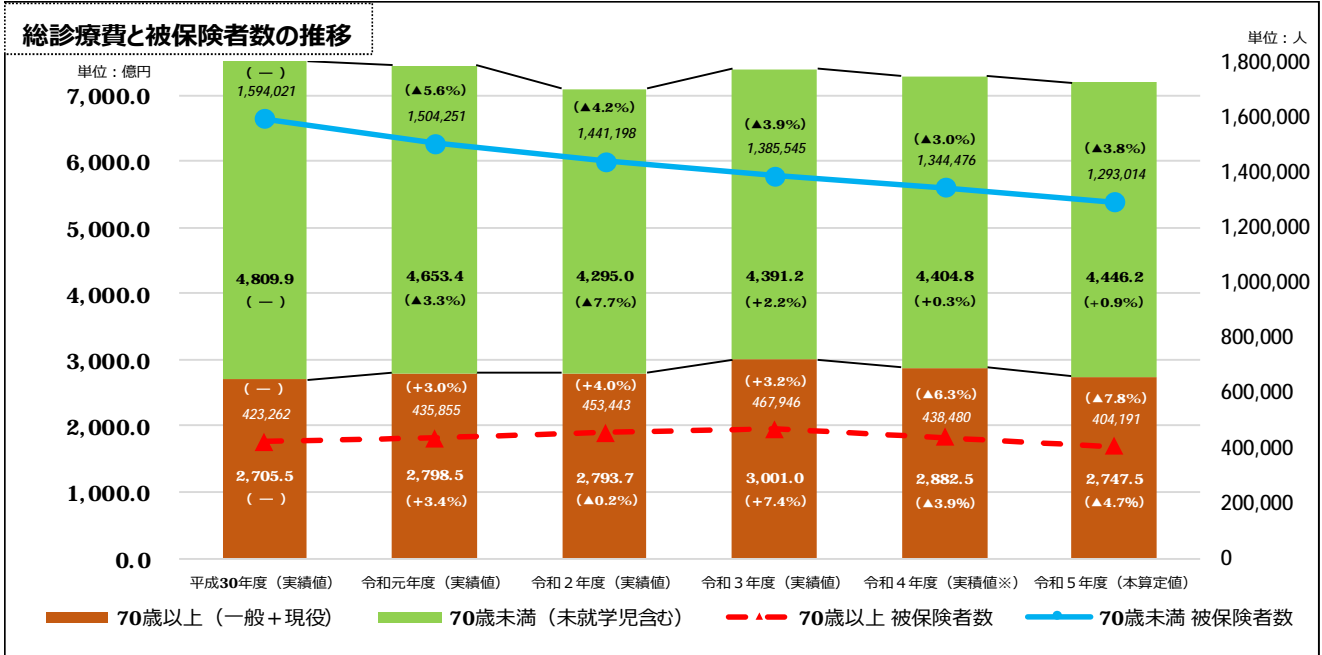


《保険給付費》

【診療費】

○ 令和5年度総診療費の推計結果は、70歳以上については、令和4年からの団塊世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が大きく減少に転じたことから、前年度比約4.7%減少となっているが、被保険者全体の約7割を占める70歳未満については、被保険者数の減少が鈍化傾向にある影響で、前年度比約0.9%の微増となっている。(P2上図参照)

一方で、1人あたり診療費については、令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向を受けて、令和5年度も全年齢区分の推計値において、増加傾向が続いている。(P2下図参照)

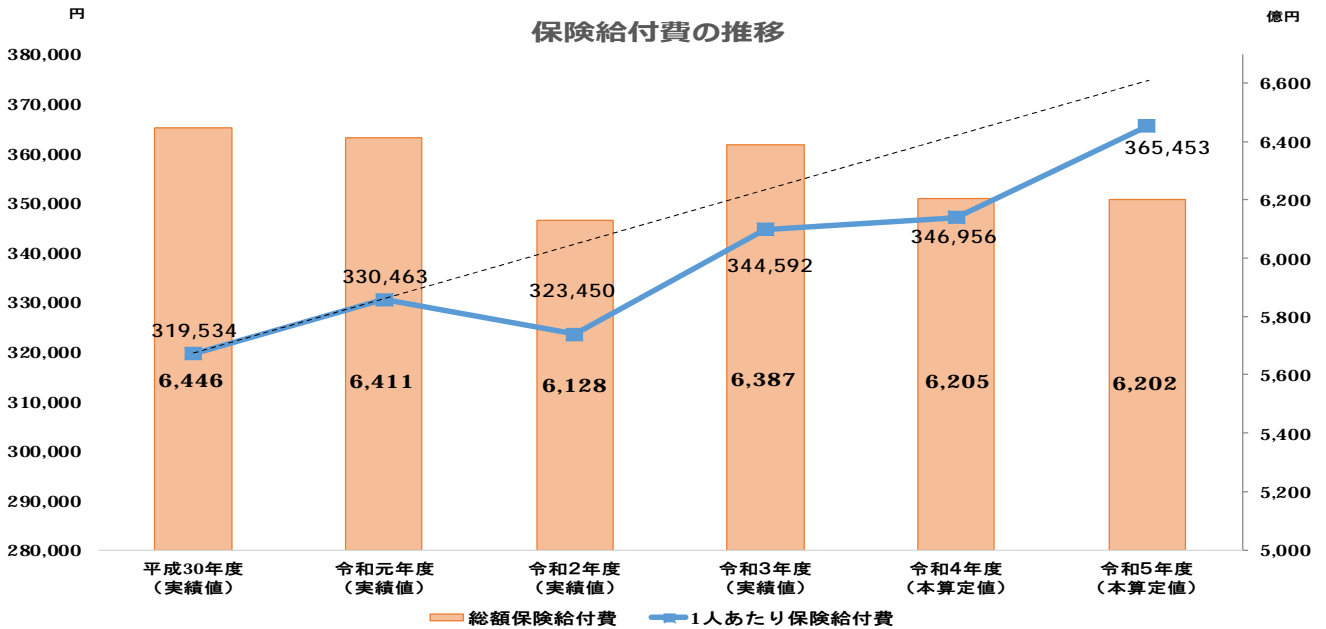


(実線：府の1人あたり診療費推移 破線：全国の1人あたり診療費推移)

※令和4年度実績：令和4年6月(診療月：3月)～11月(診療月：8月)月報C表の総額診療費の実績をベースに令和3年3月～8月実績から令和3年9月～令和4年2月実績の伸び率を用いて推計したもの

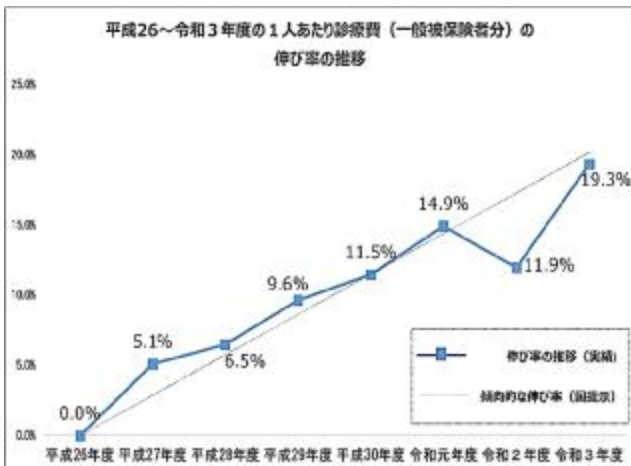
【国の推計方法ツールを活用】

○ 過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計（国の推計ツールを活用）。1人あたり保険給付費は、令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向による診療費の伸びから推測すると、令和3年度のみならず、令和4年度実績値においても、令和4年度本算定値を大きく上回るなど大幅な増加傾向にあり、この傾向をもとに推計した令和5年度本算定値は、前年度本算定値より約5.3%増の365,453円となっている。

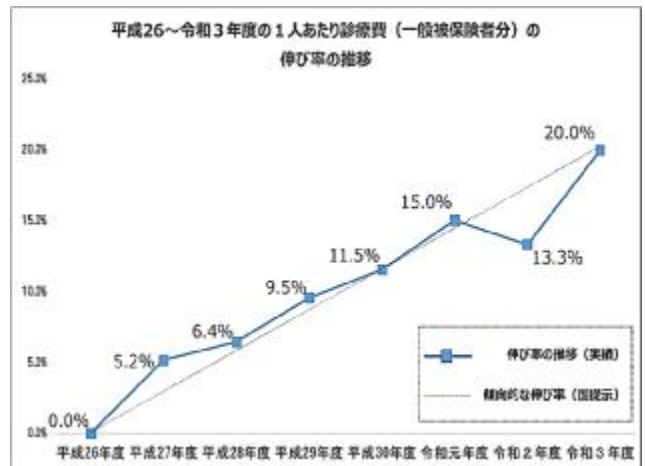


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人あたり保険給付費	330,463円	323,450円	344,592円	346,956円	365,453円
対前年度増減額	+10,929円	▲7,013円	+21,142円	+2,364円	+18,496円
対前年度増減率	+約3.4%	▲約2.1%	+約6.5%	+約0.7%	+約5.3%

○ なお、大阪府における平成26年度から令和3年度までの1人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えている。



(大阪府)



(国 確定係数通知【参考資料】より)

《後期高齢者支援金及び介護納付金》

- 後期高齢者支援金は高齢化の進展、団塊世代の移行等の影響による支援金の増嵩に加え、2年前の支援金の精算に伴う返還額が、前年度比で大きく減少したことにより、1人あたりで約8,700円と大幅に増えている。
また、介護納付金においても全国的に介護給付費が増加傾向にあることから、1人あたりで約3,300円増えている。

《今後の対応方針》

【国への要望】

- 令和5年度の事業費納付金の算定にあたっては、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向による診療費の大幅な増加傾向はもとより、後期高齢者支援金や介護納付金の大幅な増加に加え、普通調整交付金の減少などにより、保険料の大幅な上昇は避けられない状況にある。
そのため、全国に先駆けて保険料の統一に取り組む大阪府においては、被保険者の急激な負担増に繋がる大きな課題と認識しており、制度設計に責任を持つ国に対して、課題解決のために必要な財政支援等の措置が講じられるよう要望を行った結果、一部、保険料抑制の財源を確保したものの、国民健康保険制度の構造的問題の抜本的解決に向け、医療保険制度の一本化の議論を進め、各医療保険制度間での保険料負担の格差是正について、引き続き、国に働きかけていく。

【医療費適正化の推進】

- また、医療費の増加が見込まれる中、今後とも、国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組みを推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。
さらに、令和2年度に創設された予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）において、内示額として約30.1億円（前年度比 約0.8億円増）のインセンティブを獲得したが、今後とも、当該インセンティブの獲得に努めていく。

【国保財政運営】

- 納付金算定の状況及び財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されたこと等を踏まえ、国民健康保険特別会計のあり方や1人あたり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、府と代表市町村等で構成される広域化調整会議の場等を通じて、引き続き、検討していく。

資料4

■ 令和5年度確定係数に基づく算定結果の主な算定条件

項目	設定内容	備考	
対象年度	令和5年度（事業費納付金制度に基づき国から示された確定係数を基に算定）		
医療費水準の反映係数(α)	α=0（医療費水準を反映しない）	保険料率の統一のため	
高額医療費の負担方法	府内で共同負担	保険料率の統一のため	
前期中期高齢者支	都道府県単位で加除	保険料率の統一のため	
援金等、介護納付金の精算	3方式【所得割・均等割・平等割】(ただし、介護納付金分保険料は、所得割・均等割の2方式)	府内の標準的な算定方法を3方式とする	
市町村標準保険料率の算定方式	3方式(ただし、介護納付金分は2方式)	保険料率の統一のため、市町村標準保険料率と同じ方式とする	
事業費納付金の按分方式	所得割=β（医療分=0.8583…、後期分=0.8680…、介護分=0.8374…）；均等割=0.6；平等割=0.4	規模別基準取納率：▲0.5% インセンティブ値：1/4 努力値：+0.6%に設定	
事業費納付金の按分割合	府内平均で「94.70%」となる設定		
標準的な取納率	・保険者努力支援制度(市町村分) ・特別調整交付金(市町村分)		
算入していない公費・経費	保険給付費 前期高齢者納付金等 特別高額医療費共同事業拠出金 財政安定化基金積立金(財政調整事業・前期高齢者交付金分) 出産育児諸費 葬祭諸費 特定健診等に要する費用 保健事業(共通基準分) 保健事業(各市町村独自実施分) その他の保険給付(精神・結核) 条例減免に要する費用 一部負担金減免に要する費用 都道府県の事業費 審査支払手数料(医科・歯科・調剤・訪問看護等) 審査支払手数料(柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり・灸療養費) 後期高齢者支援金 後期高齢者関係事務費拠出金 病床転換支援金等	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 推計値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値を基に推計した値 国から示された係数に基づき推計した値 国から示された係数に基づき推計した値 令和5年度予算額 国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値を基に推計した値 国から示された係数に基づき推計した値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 国から示された係数に基づき推計した値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値	
事業費納付金試算の対象とする経費【+要素】	医療分	前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	後期分	介護納付金 前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	介護分	介護納付金 前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	医療分	前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	後期分	介護納付金 前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	介護分	介護納付金 前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	医療分	前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	後期分	介護納付金 前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	介護分	介護納付金 前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	介護分	介護納付金 前期高齢者交付金 療養給付費等負担金 国普通調整交付金 国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号) 都道府県繰入金 都道府県繰入金(経過措置振替分) 都道府県繰入金(2号振替分) 過年度調整 激変緩和用の特例基金(取崩分) 特例基金(財政基盤強化分) 高額医療費負担金 特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業負担金 地方単独事業の減額調整分(法定外繰入) 激変緩和用の暫定措置分(都道府県分) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 特定健診等負担金 財政安定化支援事業(法定繰入) 保険者支援制度(医療分)(法定繰入) 過年度収見込み 出産育児諸費(法定繰入) 出産育児諸費(国庫補助分) 後期高齢者支援金(退職分) 後期高齢者支援金負担金 国普通調整交付金 都道府県繰入金 保険者支援制度(後期分)(法定繰入) 過年度収見込み	国から示された係数に基づき推計した値 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値 令和5年度予算額 各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値

■各市町村の納付金額【一般被保険者分（介護は退職も含む）】

資料5

(単位：円)

市町村	計	医療分					一般会計からの収入分									支援金分					介護分					通年度の保険料				
		計	保険料(※)	保険者支援制度(医療分)	出産育児一時金(法定繰入分)	地方単独事業減額調整分	財政安定化(年給増減)	財政安定化(補給)	財政安定化(歳入)		財政安定化(歳出)	通年度の保険料		一般会計からの収入(保険料)	一般会計からの収入(介護分)	保険料(※)	財政安定化(歳入)		財政安定化(歳出)	通年度の保険料		一般会計からの収入(保険料)	一般会計からの収入(介護分)	保険料(※)	介護分		通年度の保険料			
									歳入	歳出		歳入	歳出				歳入	歳出		歳入	歳出				歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
大阪市	95,972,265,226	68,483,645,856	55,126,703,640	5,888,408,272	708,475,673	4,770,318,750	0	0	584,475,832	11,450,000	1,693,813,689	17,373,754,113	1,887,861,068	599,368,308	7,627,635,881	6,697,137,184	658,947,767	658,947,767	271,550,930											
堺市	25,533,082,997	18,385,611,534	14,883,368,343	1,384,708,772	189,803,107	1,239,845,000	0	135,181,750	188,958,114	2,995,000	380,751,448	4,696,542,280	439,595,993	112,279,577	1,899,053,613	1,693,361,973	145,751,014	145,751,014	59,940,626											
岸和田市	6,212,838,130	4,480,128,172	3,529,891,864	360,587,915	48,950,923	334,075,000	0	26,373,750	51,918,193	850,000	127,480,527	1,115,105,408	117,678,005	37,387,553	462,538,992	403,088,222	41,805,980	41,805,980	17,644,790											
豊中市	8,698,710,236	6,998,710,236	5,289,933	81,262,240	5,096,333	370,677,500	0	52,263,750	98,461,535	1,670,000	190,935,568	2,292,089,477	179,629,651	57,073,818	968,693,314	870,092,146	71,153,940	71,153,940	27,447,228											
池田市	3,243,499,171	2,327,071,317	1,881,445,792	164,616,277	81,262,240	145,900,000	0	22,226,250	25,792,517	400,000	81,594,148	593,266,695	57,342,275	27,070,727	238,748,157	209,716,262	15,986,011	15,986,011	13,045,884											
吹田市	10,349,145,501	7,322,620,091	6,316,982,761	515,132,521	65,081,932	32,897,500	0	71,207,500	65,972,141	1,250,000	254,095,736	1,987,153,168	156,346,221	82,678,913	800,347,108	700,614,516	54,364,138	54,364,138	45,368,454											
泉大津市	2,200,652,907	1,583,121,494	1,269,253,958	110,925,617	13,694,300	118,783,750	0	11,808,750	8,832,517	325,000	49,497,602	400,682,579	36,191,872	13,690,373	166,966,589	146,064,290	13,350,759	13,350,759	6,951,540											
高槻市	10,160,337,181	7,189,346,008	6,284,296,365	52,248,053	54,056,180	0	0	95,676,250	71,802,258	955,000	160,311,900	1,983,393,744	171,457,033	57,100,755	759,039,643	679,757,639	50,127,709	50,127,709	29,154,295											
貝塚市	2,484,730,408	1,810,955,041	1,462,987,329	65,441,356	21,683,726	143,120,000	0	14,096,250	27,298,977	350,000	75,974,403	462,128,092	14,261,455	14,261,455	178,100,668	165,839,894	4,558,823	4,558,823	7,701,951											
守口市	4,464,505,026	3,208,643,695	2,499,206,284	226,307,726	35,693,947	295,925,000	0	8,697,500	22,452,154	945,000	119,416,084	788,420,791	73,958,696	38,742,901	354,738,943	310,597,801	25,344,022	25,344,022	18,797,120											
枚方市	12,102,237,727	8,739,310,561	7,016,894,974	720,519,193	63,960,909	570,485,000	0	105,427,250	64,239,144	1,250,000	196,533,841	2,216,488,468	224,688,136	71,981,711	849,768,851	745,329,347	70,853,771	70,853,771	33,585,733											
茨木市	7,967,953,283	5,626,821,510	4,853,719,107	413,731,523	40,400,000	0	0	57,252,250	55,145,067	750,000	205,823,563	1,530,850,896	126,560,556	66,859,149	616,861,172	539,060,992	45,088,218	45,088,218	32,711,962											
八尾市	8,347,407,297	5,899,712,061	4,916,176,357	419,637,128	43,554,053	268,562,500	0	30,298,750	57,790,799	1,080,000	162,612,474	1,550,778,472	157,285,132	50,428,190	689,203,442	606,836,566	57,543,725	57,543,725	24,823,151											
泉佐野市	3,135,604,248	2,251,084,978	1,809,941,066	159,823,675	12,669,000	175,525,000	0	13,618,750	22,905,207	380,000	56,222,280	573,202,802	56,436,450	14,130,929	240,749,089	212,170,014	21,117,189	21,117,189	7,461,886											
富田林市	3,723,692,503	2,717,384,615	2,159,994,010	183,894,101	26,220,000	226,601,250	0	30,030,000	27,257,391	440,000	62,947,863	682,010,982	50,721,896	21,615,245	251,959,765	223,974,469	17,569,225	17,569,225	10,416,071											
寝屋川市	7,213,213,186	5,148,623,101	4,257,329,650	356,023,109	29,203,909	326,510,000	0	27,727,500	43,328,658	1,000,000	107,500,275	1,344,394,346	124,411,591	35,162,459	560,621,689	499,882,890	43,235,303	43,235,303	17,503,496											
河内長野市	3,472,971,068	2,513,368,210	2,115,349,247	177,732,948	18,829,364	97,000,000	0	40,137,500	17,828,574	350,000	46,140,577	669,015,784	55,942,844	15,878,833	218,765,397	196,003,569	14,921,681	14,921,681	7,840,147											
松原市	3,926,439,895	2,831,121,195	2,205,969,134	224,456,066	24,379,973	237,570,000	0	11,666,250	25,240,037	600,000	101,239,735	690,162,310	67,006,193	26,994,978	305,155,219	266,057,759	23,415,692	23,415,692	15,681,768											
大東市	4,025,285,634	2,915,945,897	2,175,557,041	240,644,160	40,405,633	209,718,750	0	10,696,250	29,532,695	565,000	208,826,368	686,087,740	65,402,268	47,312,552	310,517,197	260,222,428	24,342,531	24,342,531	25,952,238											
和泉市	5,584,642,569	3,940,940,333	3,414,472,431	290,461,170	30,110,460	16,876,250	0	29,738,750	39,362,267	625,000	119,294,005	1,078,590,243	94,341,665	36,905,096	433,865,232	380,728,606	34,547,521	34,547,521	18,589,105											
箕面市	4,391,993,087	3,133,947,749	2,580,380,894	205,764,819	18,512,814	138,543,750	0	24,870,000	30,127,655	415,000	135,332,817	811,021,327	63,027,935	48,649,071	335,346,805	287,598,328	25,226,324	25,226,324	22,522,153											
柏原市	2,270,025,244	1,639,205,807	1,303,368,621	124,068,487	13,808,000	114,045,000	0	19,806,250	17,818,993	300,000	45,990,456	411,504,057	38,046,898	14,644,640	166,623,842	146,584,824	12,555,623	12,555,623	7,503,395											
羽曳野市	3,763,895,011	2,688,159,935	2,181,530,822	186,011,770	16,511,075	176,491,250	0	18,621,250	28,408,546	500,000	80,085,222	689,734,539	62,116,306	30,097,005	293,787,226	258,342,097	20,677,140	20,677,140	14,767,989											
門真市	4,174,503,763	2,987,320,069	2,328,856,230	254,235,365	32,844,797	237,973,750	0	-410,750	26,752,916	650,000	106,417,761	734,715,243	68,408,559	32,291,192	351,768,700	310,902,480	28,241,152	28,241,152	12,625,068											
摂津市	2,580,534,332	1,819,240,849	1,561,341,090	140,935,223	18,259,317	10,797,500	0	9,993,750	19,480,767	300,000	58,133,202	492,502,540	43,023,949	18,937,657	206,829,337	183,206,933	14,602,930	14,602,930	9,019,474											
高石市	1,810,855,586	1,315,128,568	1,047,921,182	93,726,544	14,662,600	105,907,500	0	11,056,250	12,359,015	270,000	29,225,477	331,163,907	29,633,128	7,011,808	127,918,175	114,459,291	10,036,604	10,036,604	3,422,280											
藤井寺市	2,069,268,843	1,493,749,789	1,183,338,816	118,535,360	11,000,000	114,078,750	0	9,822,500	18,261,228	330,000	38,383,135	373,691,084	38,362,054	10,484,005	152,981,911	138,221,219	9,774,451	9,774,451	4,986,241											
東大阪市	16,152,119,315	11,654,848,050	9,204,605,355	945,506,143	121,611,732	1,011,716,750	0	34,238,483	143,893,170	2,050,000	191,226,417	2,901,646,972	278,731,768	66,329,799	1,250,562,726	1,119,977,716	100,202,859	100,202,859	30,382,151											
泉南市	2,212,470,643	1,609,857,055	1,229,597,313	127,335,567	39,294,666	153,287,500	0	0	17,131,254	700,000	42,510,755	389,427,985	40,343,514	12,917,448	159,924,641	140,621,308	13,340,107	13,340,107	5,963,226											
四條畷市	1,684,205,717	1,196,680,912	976,810,969	77,703,191	13,803,757	82,282,500	0	3,998,750	10,228,516	300,000	31,553,229	308,433,963	29,971,676	11,352,239	137,766,927	121,490,044	10,745,828	10,745,828	5,531,055											
交野市	2,330,301,001	1,680,327,095	1,387,195,929	113,654,960	13,793,953	97,570,000	0	19,456,250	9,829,647	180,000	38,646,356	438,424,182	35,659,519	10,217,873	165,672,332	147,075,956	13,385,374	13,385,374	5,211,002											
島本町	899,544,161	654,991,896	536,008,878	52,153,056	520,000	36,887,500	0	10,802,500	9,100,629	75,000	9,444,333	189,741,530	17,126,298	2,862,994	54,821,443	48,946,778	4,360,686	4,360,686	1,513,979											
豊能町	733,238,969	530,238,440	466,465,194	34,884,264	4,347,000	0	0	11,493,750	5,822,116	40,000	7,186,116	160,827,643	10,793,557	2,147,592	42,172,886	38,098,300	3,029,998	3,029,998	1,044,588											
能勢町	440,031,405	315,398,047	261,298,785	24,564,093	2,106,666	10,002,500	0	4,842,500	1,785,518	40,000	10,737,985	82,744,120	7,511,418	2,687,816	31,690,004	27,501,220	2,668,233	2,668,233	1,520,551											
忠岡町	525,227,718	378,138,594	296,844,740	28,180,867	4,920,000	30,675,500	0	1,637,500	4,122,866	120,000	11,637,121	106,788,063	8,838,310	4,087,852	40,301,061	35,453,670	2,874,290	2,874,290	1,973,101											
熊取町	1,359,350,974	969,984,554	848,218,140	68,925,776	5,186,000	6,032,500	0	13,253,750	8,066,557	145,000	20,156,831	296,340,310	21,878,583	6,426,190	93,026,110	82,911,024	6,831,012	6,831,012	3,284,074											
田尻町	229,808,925	164,559,666	133,739,552	10,683,622	1,830,000	11,140,000	0	1,047,500	3,189,109	40,000	2,889,883	47,233,048	3,918,448	1,011,115	18,016,211	16,223,932	1,366,041	1,366,041	456,238											
阪南市	1,805,766,370	1,311,066,423	1,019,709,392	94,768,881	12,744,506	94,906,250	0	18,320,000	11,895,826	250,000	58,471,568	322,868,857	30,070,027	16,833,026	124,928,037	105,396,254	9,439,199	9,439,199	10,092,584											
岬町	630,789,531	467,227,715	338,995,232	38,777,011	6,313,809	65,708,252	0	7,416,703	717,622	75,000	9,224,086	121,259,073	11,766,584	2,355,746	42,302,743	36,942,314	3,755,030	3,755,030	1,605,399											
太子町	433,118,451	305,403,979	268,987,862																											

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(医療分)

単位:円

 $\beta = 0.85583838542458$ (医療分)

府内全体	保険料賦課総額(一般被保険者 医療分)										賦課割合 (均等割を60とした場合)		
	所得割			均等割			合計				所得割	均等割	平等割
	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア			
81,899,798,914	57,246,975,354	38,164,650,236	177,311,424,504	85.8	60.0	40.0	46.2	32.3	21.5	21.5	21.5	21.5	
1 大阪市	26,790,593,915	19,218,932,212	13,394,249,347	33.57%	35.10%	35.10%	59,403,775,474	45.1	32.4	22.5	45.1	32.4	
2 堺市	7,137,207,330	5,208,440,759	3,413,954,138	8.71%	8.95%	8.95%	15,759,602,227	83.2	60.0	39.3	83.2	60.0	
3 岸和田市	1,697,687,629	1,254,761,495	791,205,413	2.07%	2.07%	2.07%	3,743,654,537	81.2	60.0	37.8	81.2	60.0	
4 豊中市	3,899,467,060	2,347,652,011	1,567,920,502	4.76%	4.11%	4.11%	7,815,039,573	99.7	60.0	40.1	99.7	60.0	
5 池田市	991,757,014	605,928,374	403,639,782	1.21%	1.06%	1.06%	2,001,325,170	98.2	60.0	40.0	98.2	60.0	
6 吹田市	3,411,228,033	2,023,673,942	1,356,092,178	4.17%	3.55%	3.55%	6,790,994,153	101.1	60.0	40.2	101.1	60.0	
7 東大阪市	607,057,041	448,037,552	293,883,999	0.74%	0.77%	0.77%	1,348,978,592	81.3	60.0	39.4	81.3	60.0	
8 高槻市	3,228,342,074	2,052,816,790	1,340,860,488	3.94%	3.59%	3.59%	6,622,019,352	94.4	60.0	39.2	94.4	60.0	
9 貝塚市	691,330,069	517,589,117	334,153,622	0.84%	0.90%	0.88%	1,543,072,808	80.1	60.0	38.7	80.1	60.0	
10 守口市	1,201,531,742	993,124,705	699,806,770	1.47%	1.58%	1.60%	2,714,463,217	79.8	60.0	40.5	79.8	60.0	
11 枚方市	3,502,730,442	2,388,937,712	1,577,086,475	4.28%	4.17%	4.13%	7,468,754,629	88.0	60.0	39.6	88.0	60.0	
12 茨木市	2,572,227,652	1,585,043,146	1,022,747,319	3.14%	2.70%	2.68%	5,140,018,117	99.9	60.0	39.7	99.9	60.0	
13 八尾市	2,442,153,595	1,732,043,085	1,112,014,457	2.98%	3.03%	2.91%	5,286,211,137	84.6	60.0	38.5	84.6	60.0	
14 泉佐野市	876,347,052	618,577,179	398,517,621	1.07%	1.08%	1.04%	1,893,441,852	85.0	60.0	38.7	85.0	60.0	
15 富田林市	1,032,878,825	739,904,520	478,382,898	1.26%	1.29%	1.25%	2,251,166,243	83.8	60.0	38.8	83.8	60.0	
16 寝屋川市	2,045,727,496	1,555,735,603	1,031,104,529	2.50%	2.72%	2.70%	4,632,567,628	78.9	60.0	39.8	78.9	60.0	
17 河内長野市	1,033,404,103	711,098,975	452,805,790	1.26%	1.24%	1.19%	2,197,308,808	87.2	60.0	38.2	87.2	60.0	
18 松原市	1,014,172,293	808,545,371	523,808,380	1.24%	1.41%	1.37%	2,346,526,044	75.3	60.0	38.9	75.3	60.0	
19 大東市	1,022,157,707	791,073,155	522,561,538	1.25%	1.38%	1.37%	2,335,792,400	77.5	60.0	39.6	77.5	60.0	
20 和泉市	1,726,335,381	1,166,894,480	724,179,238	2.11%	2.04%	1.90%	3,617,409,079	88.8	60.0	37.2	88.8	60.0	
21 箕面市	1,378,878,870	802,541,405	514,339,121	1.68%	1.40%	1.35%	2,695,759,396	103.1	60.0	38.5	103.1	60.0	
22 羽曳野市	640,381,498	449,116,917	290,750,045	0.78%	0.78%	0.76%	1,380,248,460	85.6	60.0	38.8	85.6	60.0	
23 相模野市	1,052,562,998	758,658,483	478,618,787	1.29%	1.33%	1.25%	2,289,840,268	83.2	60.0	37.9	83.2	60.0	
24 門真市	1,090,505,252	849,426,310	574,760,404	1.33%	1.48%	1.51%	2,514,691,966	77.0	60.0	40.6	77.0	60.0	
25 摂津市	813,570,566	522,311,338	338,837,703	0.99%	0.91%	0.89%	1,674,719,607	93.5	60.0	38.9	93.5	60.0	
26 高石市	510,981,667	365,769,722	227,835,078	0.62%	0.64%	0.60%	1,104,586,467	83.8	60.0	37.4	83.8	60.0	
27 藤井寺市	558,257,654	423,347,084	266,116,494	0.68%	0.74%	0.70%	1,247,721,232	79.1	60.0	37.7	79.1	60.0	
28 東大阪市	4,394,054,168	3,211,143,792	2,151,644,689	5.37%	5.61%	5.64%	9,756,842,649	82.1	60.0	40.2	82.1	60.0	
29 泉南市	526,328,446	515,835,149	265,779,509	0.64%	0.90%	0.70%	1,307,943,104	61.2	60.0	30.9	61.2	60.0	
30 四條畷市	479,702,481	338,886,794	210,716,276	0.59%	0.59%	0.55%	1,029,305,551	84.9	60.0	37.3	84.9	60.0	
31 交野市	710,908,541	445,642,712	283,942,963	0.87%	0.78%	0.74%	1,440,494,216	95.7	60.0	38.2	95.7	60.0	
32 島本町	266,836,860	171,551,532	113,799,595	0.33%	0.30%	0.30%	552,187,987	93.3	60.0	39.8	93.3	60.0	
33 豊能町	240,443,915	147,805,508	92,097,807	0.29%	0.26%	0.24%	480,347,230	97.6	60.0	37.4	97.6	60.0	
34 能勢町	125,959,121	90,632,907	56,276,377	0.15%	0.16%	0.15%	272,868,405	83.4	60.0	37.3	83.4	60.0	
35 忠岡町	135,658,902	108,644,806	67,868,636	0.17%	0.19%	0.18%	312,172,404	74.9	60.0	37.5	74.9	60.0	
36 熊取町	422,286,028	284,277,685	173,513,211	0.52%	0.50%	0.45%	880,076,924	89.1	60.0	36.6	89.1	60.0	
37 田尻町	62,229,493	48,402,762	29,014,347	0.08%	0.08%	0.08%	139,646,602	77.1	60.0	36.0	77.1	60.0	
38 阪南市	486,548,797	366,039,563	231,171,223	0.59%	0.64%	0.61%	1,083,759,583	79.8	60.0	37.9	79.8	60.0	
39 岫町	157,841,012	119,472,183	78,214,054	0.21%	0.21%	0.20%	355,527,249	79.3	60.0	39.3	79.3	60.0	
40 太子町	135,957,659	89,081,320	53,243,518	0.17%	0.16%	0.14%	278,282,497	91.6	60.0	35.9	91.6	60.0	
41 河南町	156,578,296	106,890,839	65,610,841	0.19%	0.19%	0.17%	329,079,976	87.9	60.0	36.8	87.9	60.0	
42 千早赤阪村	64,718,755	42,601,177	25,543,409	0.08%	0.07%	0.07%	132,863,341	91.2	60.0	36.0	91.2	60.0	
43 大阪狭山市	564,271,422	350,085,203	225,981,665	0.69%	0.61%	0.59%	1,140,338,290	96.7	60.0	38.7	96.7	60.0	

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(後期分)

単位:円

$\beta = 0.8680105467321$ (後期分)

府内全体		保険料賦課総額(一般被保険者 後期分)										賦課割合 (均等割を60とした場合)			賦課割合(100分率)		
		均等割					平等割					合計	シエア	シエア	均等割	平等割	所得割
		所得割	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア						
1	大阪府	25,986,097,948	32.67%	17,962,522,263	33.57%	11,975,014,839	35.10%	55,923,635,050	シエア	86.8	60.0	40.0	46.5	32.1	21.4		
2	堺市	8,488,600,746	8.73%	6,030,370,956	9.10%	4,202,746,092	8.95%	18,721,717,794	33.48%	84.5	60.0	41.8	45.3	32.2	22.4		
3	岸和田市	2,267,573,747	2.08%	1,634,265,085	2.19%	1,071,204,667	2.07%	4,973,043,499	8.89%	83.3	60.0	39.3	45.6	32.9	21.5		
4	豊中市	540,665,800	4.73%	393,709,557	4.10%	248,258,441	4.11%	1,182,633,798	2.11%	82.4	60.0	37.8	45.7	33.3	21.0		
5	池田市	1,228,615,595	1.21%	736,628,463	1.06%	491,970,217	1.06%	2,457,214,275	4.39%	100.1	60.0	40.1	50.0	30.0	20.0		
6	吹田市	314,292,999	4.14%	190,123,615	3.53%	126,651,033	3.55%	631,067,647	1.13%	99.2	60.0	40.0	49.8	30.1	20.1		
7	泉大津市	1,075,787,015	0.74%	634,973,079	0.78%	425,504,331	0.77%	2,136,264,425	3.82%	101.7	60.0	40.2	50.4	29.7	19.9		
8	高槻市	193,055,809	3.94%	140,581,830	3.59%	92,212,695	3.51%	425,850,334	0.76%	82.4	60.0	39.4	45.3	33.0	21.7		
9	貝塚市	1,025,140,523	0.85%	644,117,301	0.90%	420,725,046	0.88%	2,089,982,870	3.74%	95.5	60.0	39.2	49.1	30.8	20.1		
10	守口市	220,172,089	1.47%	162,405,193	1.58%	104,848,192	1.60%	487,425,474	0.87%	81.3	60.0	38.7	45.2	33.3	21.5		
11	枚方市	381,611,390	4.29%	283,375,628	4.17%	191,340,549	4.13%	856,327,567	1.53%	80.8	60.0	40.5	44.6	33.1	22.3		
12	茨木市	1,114,792,336	3.14%	749,582,778	2.70%	494,846,247	2.68%	2,359,221,361	4.22%	89.2	60.0	39.6	47.3	31.8	21.0		
13	八尾市	815,447,048	2.98%	484,791,934	3.03%	320,909,906	2.91%	1,621,148,888	2.90%	100.9	60.0	39.7	50.3	29.9	19.8		
14	泉佐野市	775,116,902	1.08%	543,467,358	1.08%	348,919,472	1.04%	1,667,503,732	2.98%	85.6	60.0	38.5	46.5	32.6	20.9		
15	富田林市	280,510,944	1.26%	194,092,462	1.29%	125,043,840	1.25%	599,647,246	1.07%	86.7	60.0	38.7	46.8	32.4	20.9		
16	寝屋川市	328,533,316	2.51%	232,161,636	2.72%	150,103,362	2.70%	710,798,314	1.27%	84.9	60.0	38.8	46.2	32.7	21.1		
17	河内長野市	651,209,198	1.27%	488,146,932	1.24%	323,532,168	1.19%	1,462,888,298	2.62%	80.0	60.0	39.8	44.5	33.4	22.1		
18	松原市	329,735,712	1.24%	223,123,250	1.41%	142,077,971	1.37%	694,936,933	1.24%	88.7	60.0	38.2	47.4	32.1	20.4		
19	大東市	322,463,556	1.25%	253,699,242	1.38%	164,356,625	1.37%	740,519,423	1.32%	76.3	60.0	38.9	43.5	34.3	22.2		
20	和泉市	324,437,520	2.11%	248,216,942	2.04%	163,965,401	1.90%	736,619,863	1.32%	78.4	60.0	39.6	44.0	33.7	22.3		
21	箕面市	549,328,679	1.67%	366,139,304	1.40%	227,227,475	1.35%	1,142,695,458	2.04%	90.0	60.0	37.2	48.1	32.0	19.9		
22	柏原市	434,084,544	0.78%	251,815,362	0.78%	161,385,433	0.78%	847,285,339	1.52%	103.4	60.0	38.5	51.2	29.7	19.0		
23	羽曳野市	203,626,975	1.29%	140,920,504	1.33%	91,239,347	1.25%	435,776,826	0.78%	86.7	60.0	38.8	46.7	32.3	20.9		
24	門真市	335,755,244	1.33%	238,046,112	1.48%	150,177,377	1.42%	723,978,733	1.29%	84.6	60.0	37.9	46.4	32.9	20.7		
25	摂津市	346,472,795	0.99%	266,526,553	0.91%	180,343,966	0.89%	793,343,314	1.42%	78.0	60.0	40.6	43.7	33.6	22.7		
26	高石市	258,061,336	0.68%	163,886,895	0.74%	106,317,928	0.70%	528,266,159	0.94%	94.5	60.0	38.9	48.9	31.0	20.1		
27	藤井寺市	162,814,445	0.68%	114,768,453	0.64%	71,488,365	0.60%	349,071,263	0.62%	85.1	60.0	37.4	46.6	32.9	20.5		
28	東大阪市	177,687,994	5.36%	132,834,641	5.61%	83,500,018	5.64%	394,022,653	0.70%	80.3	60.0	37.7	45.1	33.7	21.2		
29	泉南市	1,393,038,343	0.65%	1,007,568,373	0.90%	675,126,771	0.70%	3,075,733,487	5.50%	83.0	60.0	40.2	45.3	32.8	22.0		
30	四條畷市	168,991,895	0.59%	114,853,122	0.64%	83,394,281	0.55%	414,241,022	0.74%	62.6	60.0	30.9	40.8	39.1	20.1		
31	交野市	152,559,156	0.87%	106,333,331	0.78%	66,116,957	0.74%	325,009,444	0.58%	86.1	60.0	37.3	46.9	32.7	20.3		
32	島本町	226,345,274	0.33%	139,830,394	0.30%	89,093,472	0.24%	455,269,140	0.81%	97.1	60.0	38.2	49.7	30.7	19.6		
33	豊能町	85,329,762	0.30%	46,377,293	0.26%	28,807,175	0.24%	174,865,077	0.31%	95.1	60.0	39.8	48.8	30.8	20.4		
34	能勢町	77,084,644	0.16%	48,438,108	0.16%	17,657,975	0.15%	152,359,689	0.27%	99.7	60.0	37.4	50.6	30.4	19.0		
35	忠岡町	40,311,728	0.17%	26,238,108	0.19%	17,657,975	0.18%	86,407,811	0.15%	85.1	60.0	37.3	46.7	32.9	20.4		
36	熊取町	43,323,436	0.52%	34,089,745	0.50%	21,295,307	0.45%	98,708,488	0.18%	76.3	60.0	37.5	43.9	34.5	21.6		
37	田尻町	134,460,701	0.08%	89,198,499	0.08%	54,443,661	0.08%	278,102,861	0.50%	90.4	60.0	36.6	48.3	32.1	19.6		
38	阪南市	19,880,604	0.60%	15,187,452	0.64%	9,103,902	0.61%	44,171,958	0.08%	78.5	60.0	36.0	45.0	34.4	20.6		
39	岬町	155,760,684	0.19%	114,853,122	0.20%	72,535,155	0.20%	343,148,981	0.61%	81.4	60.0	37.9	45.4	33.5	21.1		
40	太子町	50,333,065	0.17%	37,487,077	0.16%	24,541,413	0.14%	112,361,555	0.16%	80.6	60.0	39.3	44.8	33.4	21.8		
41	河南町	43,379,593	0.19%	27,951,262	0.19%	16,706,348	0.17%	88,037,203	0.16%	93.1	60.0	35.9	49.3	31.7	19.0		
42	千早赤阪村	50,154,906	0.08%	33,539,398	0.07%	20,586,873	0.07%	104,281,177	0.19%	89.7	60.0	36.8	48.1	32.2	19.7		
43	大阪狭山市	20,682,507	0.69%	13,367,075	0.61%	8,014,818	0.59%	42,064,400	0.08%	92.8	60.0	36.0	49.2	31.8	19.1		
		178,867,393	0.69%	109,847,083	0.61%	70,906,815	0.59%	359,621,291	0.64%	97.7	60.0	38.7	49.7	30.5	19.7		

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(介護分)

単位:円

$\beta = 0.8374362028830$ (介護分)

府内全体	保険料賦課総額(一般・退職被保険者 介護分)						合計			賦課割合 (均等割を100とした場合)				
	所得割		均等割		平等割		合計			所得割	均等割	平等割	賦課割合(100分率)	
	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	所得割	均等割				平等割	所得割
1	9,422,750,602	35.15%	11,251,902,611	34.70%	0	0	20,674,653,213	34.91%	83.7	100.0	0.0	45.6	54.4	0.0
2	3,312,553,296	8.35%	3,904,189,359	8.95%	0	0	7,216,742,655	8.67%	84.8	100.0	0.0	45.9	54.1	0.0
3	786,399,830	1.97%	1,006,656,050	2.15%	0	0	1,793,055,880	2.07%	78.1	100.0	0.0	43.9	56.1	0.0
4	186,030,753	4.85%	241,467,626	4.23%	0	0	427,498,379	4.51%	77.0	100.0	0.0	43.5	56.5	0.0
5	456,760,766	1.13%	476,013,833	1.04%	0	0	932,774,599	1.08%	96.0	100.0	0.0	49.0	51.0	0.0
6	106,118,404	4.00%	116,960,271	3.34%	0	0	223,078,675	3.64%	90.7	100.0	0.0	47.6	52.4	0.0
7	377,162,238	0.72%	376,024,728	0.78%	0	0	753,186,966	0.75%	100.3	100.0	0.0	50.1	49.9	0.0
8	67,736,025	3.49%	88,140,572	3.44%	0	0	155,876,597	3.46%	76.8	100.0	0.0	43.5	56.5	0.0
9	329,314,477	0.79%	386,973,868	0.89%	0	0	716,288,345	0.85%	85.1	100.0	0.0	46.0	54.0	0.0
10	74,733,520	1.56%	100,184,626	1.69%	0	0	174,918,146	1.63%	74.6	100.0	0.0	42.7	57.3	0.0
11	147,166,986	3.76%	190,182,640	3.90%	0	0	337,349,626	3.84%	77.4	100.0	0.0	43.6	56.4	0.0
12	354,753,855	2.92%	438,571,687	2.63%	0	0	793,325,542	2.76%	80.9	100.0	0.0	44.7	55.3	0.0
13	275,426,528	3.17%	295,431,242	3.14%	0	0	570,857,770	3.16%	93.2	100.0	0.0	48.2	51.8	0.0
14	299,089,861	1.07%	353,422,576	1.17%	0	0	652,512,437	1.13%	84.6	100.0	0.0	45.8	54.2	0.0
15	100,716,212	1.08%	121,242,166	1.17%	0	0	221,958,378	1.13%	83.1	100.0	0.0	45.4	54.6	0.0
16	101,315,218	2.48%	132,113,098	2.76%	0	0	233,428,316	2.63%	76.7	100.0	0.0	43.4	56.6	0.0
17	233,846,940	0.90%	310,095,269	1.06%	0	0	543,942,209	0.98%	75.4	100.0	0.0	43.0	57.0	0.0
18	84,799,603	1.27%	118,798,163	1.45%	0	0	203,597,766	1.37%	71.4	100.0	0.0	41.7	58.3	0.0
19	119,809,229	1.31%	163,200,833	1.38%	0	0	283,010,062	1.35%	73.4	100.0	0.0	42.3	57.7	0.0
20	123,773,835	1.97%	155,614,643	1.94%	0	0	279,388,478	1.95%	79.5	100.0	0.0	44.3	55.7	0.0
21	185,332,192	1.59%	218,024,738	1.34%	0	0	403,356,930	1.45%	85.0	100.0	0.0	45.9	54.1	0.0
22	149,946,365	0.75%	150,511,562	0.75%	0	0	300,457,927	0.75%	99.6	100.0	0.0	49.9	50.1	0.0
23	70,805,516	1.28%	84,425,686	1.34%	0	0	155,231,202	1.31%	83.9	100.0	0.0	45.6	54.4	0.0
24	120,891,423	1.62%	150,276,937	1.63%	0	0	271,168,360	1.62%	80.4	100.0	0.0	44.6	55.4	0.0
25	152,489,449	1.01%	183,222,116	0.60%	0	0	335,711,565	0.58%	83.2	100.0	0.0	45.4	54.6	0.0
26	95,094,304	0.57%	101,416,404	0.73%	0	0	196,510,708	0.70%	93.8	100.0	0.0	48.4	51.6	0.0
27	53,311,355	5.69%	67,337,207	5.78%	0	0	120,648,562	5.74%	79.2	100.0	0.0	44.2	55.8	0.0
28	63,153,684	0.62%	82,587,795	0.81%	0	0	145,741,479	0.81%	76.5	100.0	0.0	43.3	56.7	0.0
29	536,323,504	0.64%	650,848,126	0.60%	0	0	1,187,171,630	0.62%	82.4	100.0	0.0	45.2	54.8	0.0
30	58,351,429	0.74%	91,229,794	0.81%	0	0	149,581,223	0.72%	64.0	100.0	0.0	39.0	61.0	0.0
31	59,977,933	0.24%	68,041,081	0.25%	0	0	128,019,014	0.24%	88.1	100.0	0.0	46.9	53.1	0.0
32	69,806,671	0.17%	82,920,178	0.21%	0	0	152,726,849	0.19%	84.2	100.0	0.0	45.7	54.3	0.0
33	22,230,173	0.13%	28,194,034	0.14%	0	0	50,424,207	0.14%	78.8	100.0	0.0	44.1	55.9	0.0
34	15,750,114	0.13%	23,481,994	0.19%	0	0	39,232,108	0.19%	67.1	100.0	0.0	40.1	59.9	0.0
35	12,490,712	0.16%	16,228,189	0.19%	0	0	28,718,901	0.18%	77.0	100.0	0.0	43.5	56.5	0.0
36	15,346,948	0.39%	21,937,383	0.44%	0	0	37,284,331	0.42%	70.0	100.0	0.0	41.2	58.8	0.0
37	36,910,422	0.08%	49,114,712	0.08%	0	0	86,025,134	0.08%	75.2	100.0	0.0	42.9	57.1	0.0
38	7,477,331	0.49%	9,463,185	0.58%	0	0	16,940,516	0.54%	79.0	100.0	0.0	44.1	55.9	0.0
39	46,223,828	0.18%	65,792,597	0.20%	0	0	112,016,425	0.19%	70.3	100.0	0.0	41.3	58.7	0.0
40	16,532,794	0.16%	22,211,112	0.15%	0	0	38,743,906	0.15%	74.4	100.0	0.0	42.7	57.3	0.0
41	14,873,850	0.18%	16,775,646	0.19%	0	0	31,649,496	0.19%	88.7	100.0	0.0	47.0	53.0	0.0
42	16,882,196	0.18%	21,370,374	0.19%	0	0	38,252,570	0.19%	79.0	100.0	0.0	44.1	55.9	0.0
43	5,688,527	0.63%	7,097,389	0.57%	0	0	12,785,916	0.60%	80.1	100.0	0.0	44.5	55.5	0.0
44	59,352,306	0.63%	64,111,122	0.57%	0	0	123,463,428	0.60%	92.6	100.0	0.0	48.1	51.9	0.0

保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)について

令和2年度より新たに500億円を追加し、保険者努力支援制度の中に、「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動して配分する部分」と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

R5年度：合計380億円程度に縮減

事業費部分(200億円程度※※)

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付
 ※ 都道府県ヘルスアップ支援事業・市町村国保ヘルスアップ事業が支援対象
 ※ 従来の国保ヘルスアップ事業(50億円)を統合し事業総額は250億円

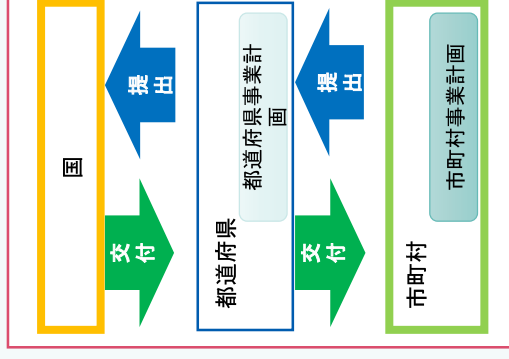
事業費連動部分(300億円程度)

予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金を配分

【交付金のプロセス】

- (当年度)
- 市町村は、市町村事業計画を作成し、都道府県に提出
 - 都道府県は、市町村事業計画を踏まえた都道府県事業計画を作成し、国に交付申請
 - 国は、都道府県事業計画の内容を審査の上、交付決定し、都道府県に事業費を交付
 - 都道府県は、市町村に対し、市町村事業に係る事業費を交付
 - 都道府県、市町村において事業を実施
- (翌年度)
- 実績報告、国庫返還

<計画提出・交付の流れ>



【交付金の配分方法】

- 都道府県ごとに、予防・健康づくり事業に関する評価指標に基づいて採点
- 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分
※保険者努力支援交付金(取組評価分)と同様

【交付金のプロセス】

- (前年度)
- 国において、評価指標を決定・提示
- (当年度)
- 都道府県事業計画を踏まえつつ) 評価指標に基づいて採点
 - 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付
 - 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行
 ⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源として活用

予算執行調査における指摘等を踏まえた保険者努力支援制度の見直し（案）

令和4年度の予算執行調査や財政審において、保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）は、制度の改善等の指摘を受けており、こうした指摘等も踏まえ、以下のとおり制度を見直すこととしようか。

1. 予算執行調査における財務省の指摘事項

- ① 事業メニューについて、健康の保持増進に軸足を置いた内容から医療費適正化に向けた内容に入れ替えるべき。
- ② 事業の実施に当たって、費用対効果の観点から実施の可否を判断する仕組みとすべき。
- ③ 事業費分に対する事業費連動分の執行額が、予算で想定されている比率を大きく上回るケースが見られるため、都道府県ごとに事業費分に対する事業費連動分の執行上限額を設けるなどの見直しを行うべき。

2. 指摘事項に対する対応方針（案）

【指摘事項①】

- 「適正受診・適正服薬」の取組が医療費適正化の効果が高いことから、現行の市町村国保ヘルスアップ事業において「②生活習慣病等重症化予防策 k) 保健指導」のメニューの中で実施されている「①重複・頻回受診者への訪問指導」、「②重複・多剤服薬者への訪問指導」について、1つのメニューとして独立させる。
- その上で、これらを実施する保険者について、より補助上限額が高いヘルスアップ事業の適用を受けやすいよう、要件の見直しを行う。
- 事業費連動分においても、これらを実施する保険者の割合や事業の取組内容を評価対象とする。
- ※ 今後、医療費適正化計画の見直し内容を踏まえ、事業メニューの追加等を引き続き検討。

【指摘事項②】

- 各事業について一律に費用対効果を算出することは困難であることから、事業経費の標準的な範囲を設定し、その範囲を超過する部分（費用対効果が低い部分）について、例えば補助率1/2を適用して補助額に限度を設定する。

【指摘事項③】

- 都道府県ごとに事業費分に対する事業費連動分の交付上限額を設ける。予算上は、事業費分に対する事業費連動分の比率は1.2倍であるため、例えば2倍としようか（※）。交付上限額の設定により、上限額に達した都道府県の未交付額相当分は、上限額に達していない都道府県に再配分することにより財源を有効活用することとする。
- ※ 上限を1.2倍とすると22都道府県、上限を2倍とすると35都道府県が上限範囲内の交付額となる。

予算執行調査における指摘等を踏まえた保険者努力支援制度の見直し（案）

3. 執行率向上に向けた事業メニューの見直し（案）

- 事業費分については、近年、多額の不用額を計上しており、財源を有効に活用し切れていない現状が見られるが、例えば、市町村国保ヘルスアップ事業について、最も補助上限の低いヘルスアップ事業（A）について、2区分以上の事業実施を求めていること、また、ヘルスアップ事業（B）について、2事業以上の実施を求めていることなど、補助要件の厳しさをその一因になっていると考えられる。
- また、事業メニューの構成、各メニューごとの関係も、要件が段階的に上乗せされる構造になっているなど、複雑かつわかりづらいものとなっている。
- このため、前頁の見直し内容と合わせて、市町村国保ヘルスアップ事業の事業メニュー全般を、以下のとおり見直すこととしてはどうか。
 - ・ 事業内容を、①国保一般事業、②生活習慣病予防対策、③生活習慣病等重症化予防対策、④重複・頻回受診者等に対する対策、の4つに組み替え。その上で、実施する事業内容に応じ、以下の2つの上限額を設定。
 - ・ 基準額①（被保険者数1万人未満の区分で上限300万円）を適用する事業メニュー
 - 事業①、②の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること
 - データヘルス計画を策定すること
 - 複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する
 - ・ 基準額②（被保険者数1万人未満の区分で上限600万円）を適用する事業メニュー
 - 事業③、④の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること
 - データヘルス計画の策定すること
 - 複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する
- ※1 複数事業を実施する場合の基準額の加算は、最大で3事業分までとする。なお、補助事業の申請可能数は3事業に限らない。
- ※2 先進的かつ効果的なモデル事業として都道府県の指定を受け、第三者（国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等）の支援・評価を活用した上で、保健事業を実施する場合、補助上限額を加算する（被保険者1万人未満の区分で上限400万円）。

令和5年度 市町村 国保ヘルスアップ事業(案)

事業内容

- ① 国保一般事業
 - a)健康教育
 - b)健康相談
 - c)歯科にかかかる保健事業
 - d)地域包括ケアシステムを推進する取組
 - e)健康づくりを推進する地域活動等
 - f)保険者独自の取組
- ② 生活習慣病予防対策
 - g)特定健診未受診者対策
 - h)特定保健指導未利用者対策
 - i)受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
 - j)特定健診継続受診対策
 - k)早期介入保健指導事業
 - l)特定健診40歳前勧奨
 - m)その他生活習慣病予防対策
- ③ 生活習慣病等重症化予防対策
 - n)生活習慣病重症化予防
 - o)糖尿病性腎症重症化予防
 - p)保健指導
 - ①禁煙支援
 - ②その他保健指導
- ④ 重複・頻回受診者等に対する対策
 - a)重複・頻回受診者に対する保健指導
 - r)重複・多剤服薬者に対する保健指導

【交付要件】

- 右記の事業①～④の実施に当たり、下記の要件で補助上限となる基準額を適用し、事業経費に対する補助を行う。
- 複数区分の事業を実施する場合、事業区分ごとに適用される基準額の合算額を補助上限額とする。ただし、基準額の合算は最大で3事業分までとする(補助事業の申請可能数は3事業に限らない)。
- 先進的かつ効果的な保健事業として都道府県の指定を受ける場合、別途、補助上限額を加算する。

【基準額①】(適用要件)

- 右記の事業①、②の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額①を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額①	3,000千円	4,500千円	6,000千円	9,000千円

【基準額②】(適用要件)

- 右記の事業③、④の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額②を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額②	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

【先進的かつ効果的なモデル事業を実施する場合の加算額】(適用要件)

- 先進的かつ効果的なモデル事業として都道府県の指定を受けて、事業①～④いずれかの保健事業を実施すること(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定)。
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。
- 上記の要件を満たす場合、補助上限額を加算する。

(加算額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
加算額	4,000千円	6,000千円	8,000千円	12,000千円

令和5年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標(案)

○ 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施

- (1) 「事業」の取組状況
 (2) 「事業」の取組内容



左記(1)(2)について、それぞれ都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分。ただし、都道府県ごとに事業費分の交付額の2倍を上限額とし、上限に達した都道府県に係る未交付額は、上限に達していない都道府県に再配分する。

(1) 「事業」の取組状況

○億円

(都道府県)

- 1)事業ABCを全て実施している場合 6点
- 2)事業ABCDEを全て実施している場合 6点
- 3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果
 上位 1位から10位 10点
 上位11位から20位 5点

(市町村)

- 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点
- 1)事業①国保一般事業を
 ・1事業以上実施する管内市町村の割合が4割以上の場合 5点
 ・上記を満たした上で、2事業以上実施する管内市町村の割合が1割以上の場合 8点
- 2)事業②生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割以上の場合 6点
- 3)事業②のa)またはb)を実施する管内市町村の割合が5割以上の場合 6点
- 4)事業③生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が9割以上の場合 6点
- 5)事業④のa)またはb)を実施する管内市町村の割合が3割以上の場合 6点
- 6)事業①②③④それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合
 管内市町村の25割以上が実施 6点
 管内市町村の13割以上25割未満が実施 3点

(2) 「事業」の取組内容

○億円

(都道府県)

+)管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施している場合 -6点

1) 下記市町村指標1)～3)を全て満たす申請市町村の割合が5割以上の場合 10点

2) 申請市町村が下記市町村指標1)～3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合 10点

申請市町村の8割以上が支援を受けている場合

申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合 5点

(市町村)

- 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点
- 1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合 8点
- 2)申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合 6点
- 3)申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合 10点
- 4)「新たな生活様式」の下での予防・健康づくり事業の展開
 a)申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じた事業を実施している場合 5点
 イ)申請市町村の9割以上が、外出自粛等による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防・健康維持の推進をふまえた事業を実施している場合 5点
- 4) a) または r)の申請市町村の全てが、医療費適正化効果や対象者の減少等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している場合 10点

令和4年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

国保ヘルスアップ事業(A)

【交付要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 右記の事業①～③の3区分のうち、2区分の事業を実施すること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

国保ヘルスアップ事業(B)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業②生活習慣病等重症化予防対策または③国保一般事業から合計で少なくとも2事業以上実施していること（大規模実証事業に参加している場合、h)糖尿病性腎症重症化予防を実施しているとみなす）
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。ただし、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施している場合には、第三者の支援の要件は問わない。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	12,000千円	18,000千円	24,000千円	36,000千円

国保ヘルスアップ事業(C)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業を実施すること。ただし、④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業の選定数は、管内市町村数の15%を上限とすること。
- ※ p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業について、第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。

- または、大規模実証事業の受診勧奨の有効性検証に介入群として参加していること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	18,000千円	27,000千円	36,000千円	54,000千円

事業内容

- ① 生活習慣病予防対策
- 特定健診未受診者対策
 - 特定保健指導未利用者対策
 - 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
 - 特定健診継続受診対策
 - 早期介入保健指導事業
 - 特定健診40歳前勧奨
 - その他生活習慣病予防対策

② 生活習慣病等重症化予防対策

- 生活習慣病重症化予防
- 糖尿病性腎症重症化予防
- 保健指導
 - 重複・頻回受診者
 - 重複・多剤服薬者
 - 禁煙支援
 - その他保健指導

③ 国保一般事業

- 健康教育
- 健康相談
- 歯科にかかると保健事業
- 地域包括ケアシステムを推進する取組
- 健康づくりを推進する地域活動等
- 保険者独自の取組

④ 効果的なモデル事業

- 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

- ※ 都道府県の指定を受けた事業であること
(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定する)
- ※ 都道府県と協働で実施する場合、都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

令和4年度 国民健康保険交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標

○ 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施

- (1) 「事業」の取組状況  左記(1)(2)について、それぞれ
 (2) 「事業」の取組内容 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

(1)「事業」の取組状況 (都道府県)	(2)「事業」の取組内容 (都道府県)
150億円 1)事業ABCを全て実施している場合 2)事業ABCDEを全て実施している場合 3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果 上位1位から10位 上位11位から20位	150億円 1)管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施している場合 2)下記市町村指標1)～3)を全て満たす申請市町村の割合が5割以上の場合 3)申請市町村が下記市町村指標1)～3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合 申請市町村の8割以上が支援を受けている場合 申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合
(市町村) 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点	(市町村) 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点
1)事業①生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割以上の場合	1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合
2)事業②生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が9割以上の場合	2)申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合
3)事業③国保一般事業を ・1事業以上実施する管内市町村の割合が4割以上の場合 ・上記を満たした上で、2事業以上実施する管内市町村の割合が1割以上の場合	3)申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合
4)事業①のe)またはf)を実施する管内市町村の割合が5割以上の場合	4)「新たな生活様式」の下での予防・健康づくり事業の展開
5)事業①②③それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合	ア 申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じた事業を実施している場合 イ 申請市町村の9割以上が、外出自粛等による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防、健康維持の推進をふまえた事業を実施している場合
6点 10点 10点 5点	6点 10点 10点 5点
6点 6点 5点 8点 6点	10点 5点 10点 7点 7点
6点 6点	5点 5点

R4年度・R5年度における基準額の考え方の違い

【R4年度】

- 交付要件に応じて事業 (A) ～ (C) まで3段階の事業
- 事業 (A) ～ (C) で被保険者数に応じて基準額が設定されている
- 市町村ごとに事業 (A) ～ (C) の基準額の**いずれか1つ**を適用

(例) 被保険者数 10 万人以上の市町村の場合

- 事業 (A) 基準額 18,000 (千円)
 ※①生活習慣病予防対策、②生活習慣病等重症化予防対策、
 ③国保一般事業のうち2区分以上の事業を実施する場合
- 事業 (B) 基準額 36,000 (千円)
 ※事業 (A) の要件を満たし、かつ②生活習慣病等重症化予防対策、
 ③国保一般事業から2事業以上実施する場合
 ※第三者支援・評価を活用する場合
- 事業 (C) 基準額 54,000 (千円)
 ※事業 (B) の要件を満たし、かつ④効果的な
 モデル事業を実施する場合

※事業区分について

- ①生活習慣病予防対策 (a, b, c, d, e, f, q)
- ②生活習慣病等重症化予防対策 (g, h, k-①, k-②, k-③, k-④)
- ③国保一般事業 (i, j, l, m, n, o)
- ④効果的なモデル事業 (p)

※基準額の最大：54,000 (千円)

いずれか
1つ適用



【R5年度】

- 市町村ごとに基準額①、基準額②から**最大3事業分までを合算して適用**
 さらに**モデル事業を行う場合は加算額も併せて適用**
- 基準額①、基準額②、加算額は、被保険者数に応じて設定されている

(例) 被保険者数 10 万人以上の市町村の場合

- 基準額① 9,000 (千円)
 ※対象：①国保一般事業、②生活習慣病等重症化予防対策
 このうちから
 最大3つ適用
- 基準額② 18,000 (千円)
 ※対象：③生活習慣病等重症化予防対策
 ④重複・頻回受診者等に対する対策
- 加算額 12,000 (千円)
 ※申請事業のいずれかについて、モデル事業の指定を受けて実施する場合には加算

※事業区分について

- ①国保一般事業 (a, b, c, d, e, f)
- ②生活習慣病予防対策 (g, h, i, j, k, l, m)
- ③生活習慣病等重症化予防対策 (n, o, p-①, p-②)
- ④重複・頻回受診者等に対する対策 (q, r)

※基準額の最大：57,000 (千円)

基準額① 9,000 (千円)	+	基準額② 18,000 (千円)	+	基準額② 18,000 (千円)	+	モデル事業加算額 12,000 (千円)
-----------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	-------------------------

令和5年度の交付要件における留意事項

※①～⑫：厚生労働省からの連絡事項、⇒：大阪府補足事項)

- ① 市町村国保ヘルスアップ事業は申請要件が大幅に変更となり、1事業から申請できるようになります。これに伴い、適用する基準額及び事業内容の分類（中区分①～④、小区分a～r）が変更となっています。
⇒詳細は資料10をご確認ください。
- ② 「先進的かつ効果的なモデル事業」を実施する場合、新たな小区分a～rのいずれかの事業として申請し、補助上限額に加算を行うこととします。なお、「先進的かつ効果的なモデル事業」を複数実施しても加算額は1事業分が上限になります。
⇒従来のように、別区分で申請いただく必要はありません。各小区分の事業を計画される際に「先進的かつ効果的」な要素を付加していただき、事前協議段階で府の指定を受けること、また当該事業について第三者支援・評価を活用することで、モデル事業として実施可能となり、補助上限額が加算されます。
- ③ 「重複・頻回受診者に対する保健指導」と「重複・多剤服薬者に対する保健指導」を従来のk)保健指導から独立させ、新たに小区分q、rとして整理します。なお、訪問指導に限らず、来所指導や電話指導についても区分q、rで申請することになります。
⇒本事業について、資料10にあるように、事業費連動分の新たな評価指標として、
 - ①医療費適正化効果や対象者の減少数等の目標値を設定すること、
 - ②地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携することの両方が求められていますので、この点を踏まえて事業を計画・実施してください。
- ④ 事業経費については費用対効果の観点から「標準的な範囲」を設定し、それを超過する部分は補助率1/2を適用します。「標準的な範囲」の設定は検討中ですので、別途御連絡いたします。
⇒資料9にも記載されておりますが、詳細については国から連絡がありましたら各市町村へ伝達します。
- ⑤ 第三期データヘルス計画の策定に向けて令和5年度に経費が発生する場合、個別の小区分事業に関する計画策定経費として補助対象とします。
ただし、現状分析に要する経費のみを補助対象とし、分析以外の計画策定に係る企画・立案・文書作成・冊子作成等に要する経費は対象外とします。

⇒R4 年度 QA の内容より変更があり、R5 年度においては、データヘルス計画策定経費のうち、現状分析に要する経費については、本交付金での申請が可能です。

今年度事業を申請しない分野についても、データヘルス計画策定にあたり現状分析が必要なものについては、現状分析に要する経費を申請できます。

(例)

R5 年度、(r) 重複・多剤服薬者に対する保健指導 事業を申請しないが、データヘルス計画の策定にあたり重複・多剤服薬者についての現状分析が必要な場合、データヘルス計画策定経費として申請可能である。

なお、データヘルス計画策定のための現状分析にかかる費用は切り分けが難しいと考えられるため、R5 年度に申請するいずれかの小区分事業の経費として、一括して申請いただくことを想定。

※ (a) ~ (r) いずれの保健事業の申請もなく、データヘルス計画の策定にかかる費用のみを申請することはできない。

(最低限 1 事業以上申請していれば OK)

また、(f) 保険者独自の取組として、「データヘルス計画策定業務」といった申請の仕方は不可である。

- ⑥ 特定健康診査の診療における検査データの活用（いわゆる「みなし健診」）については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3.2 版）に記載の通りに、市町村国保が、本人同意の下で、医療機関から一定の要件を満たす検査結果や質問票を取得して、医療機関からの情報提供に基づき保健指導を実施し、かつ記録に残すまでの取組を実施した場合に、それらの取得に係る経費は補助対象となります。
- ⑦ 中区分①国保一般事業は広く一般向けの事業が該当します。健診結果の値が基準値以上のハイリスク者だけを対象とするのではなく、一般の方も参加できるような事業を計画してください。
⇒令和 4 年度と同様、他課と連携して実施する事業で、計画段階や実施にあたり国保主管課が主体的に関与する場合、本交付金の対象となります。
また、対象が少額であっても、申請には差し支えありませんので、積極的に申請してください。
- ⑧ 令和 4 年度と同様に事業の全部を一括して委託することはできません。また、総合的な企画や判断、業務遂行管理部分も委託することはできません。委託にあたっては、市町村国保と委託先との役割分担を明確にしてください。

- ⑨ 再委託についての規定は令和4年度と同じく、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- ⑩ 事業を実施するための正規職員の人件費・旅費（正規職員が使用する燃料費含む）は対象外経費です。
⇒本交付金で申請する事業を実施するために雇用する会計年度職員の人件費・旅費は対象経費となりますので、本交付金をご活用ください。
- ⑪ 事業対象者・事業目標・課題が同一となっている事業を2つ以上申請された場合は、1つの事業とみなしますので、御注意ください。
- ⑫ 各都道府県ごとに事業費連動分の交付額に上限を設け、それぞれ事業費分の交付額の2倍までとします。
⇒事業費連動分の獲得に向けて、事業費分の積極的な申請をお願いいたします。